

# 令和8年度くまもと林業大学校【基礎課程】実施要領

初級レベルの林業技術者を対象に、基礎的な技術を再確認し、第一線で安全かつ効率的な作業ができる人材を育成する研修を実施する。

## 1 事業の概要

現在、既に現場作業を行っている者が、「緑の雇用」事業のフォレストワーカーと同等の技能講習等を受講することを支援します。（受講料無料）

## 2 対象者

- (1) 認定事業体、熊本県版育成経営体、一人親方組合、その他林業事業体（素材生産量 1,000 m<sup>3</sup>/年以上または森林施業面積 10 ha/年以上（受託含む）の実績を有すること）に雇用されている者及び所属している者のうち、以下の条件を全て満たす者
  - ① 現場作業を行っている常用雇用者または常勤役員（事業主も現場作業を行っている場合は事業主も含む）
  - ② 緑の雇用(FW)の助成を受けていない者
  - ③ 3年以上継続して林業に従事すると見込まれる者
- (2) 異業種の事業体においては、林業に参入する意欲があり、次のいずれかの要件を満たすとともに、前項の①、③の条件を満たすこと
  - ① 森林組合等の事業体と連携の協定を締結していること
  - ② これまでに造林・下刈り・除伐等の林業の実施実績があること
- (3) 外国籍の者は、日本国政府から発行された「就労制限なし」の在留カードを有し、かつ、通訳なしで講習を受講し、内容を理解できる者

## 3 研修内容及び要件

別表1「研修一覧」に掲げる「研修」を1日以上受講すること（必須）。

「技能講習」については別表2「技能講習一覧」から自由選択とし、受講を必須とするものではない。（受講料無料）

## 4 研修場所

【研 修】熊本県林業研究・研修センター（熊本市中央区龍田町222-2）  
五木村内  
その他講師が指定する場所

【技能講習】講習を実施する林災防熊本県支部が指定する場所

## 5 受講申込み

- ① 事業体にあつては事業主からの申込みとし、一人親方にあつては一人親方組合代表からの申し込みとする。
- ② 受講申込書に事業体名、受講希望者名を記載し、受講を希望する科目の「希望記載欄」に○を記入して提出する。
- ③ 添付資料は次のとおりとする。
  - a 認定事業体、育成経営体及び一人親方  
添付資料は不要。
  - b 認定事業体及び育成経営体以外の林業事業体  
登記事項証明書の写しを添付。個人事業主の場合は、開業届または直近の確定申告書の写しを添付する。  
事業実績を証する書類を添付する。
  - c 異業種の事業体  
登記事項証明書の写しを添付。個人事業主の場合は、開業届または直近の確定申告書の写しを添付する。  
森林組合等の事業体と連携の協定を締結している場合は、関係する文書の写しを、造林・下刈り・除伐等の林業実績がある場合は、それを証明する文書の写しを添付する。
- ④ 外国籍の者については、在留カードの写しを添付すること。

## 6 受講者の選定について

2の基準を満たす申込者が多数の場合は、不採択（次年度以降の受講）となる場合があります。

## 7 受講者の決定について

受講者は、令和8年5月下旬に決定し、応募者に通知をします。なお、受講できる研修は令和8年6月以降、技能講習等は同7月以降に開催されるものになりますので、予めご了承ください。

## 8 受講者が途中離脱する場合の取り扱い

受講者が、受講決定した研修または技能講習を途中で離脱となった場合、その受講者が所属する事業体は、離脱した翌年度の1年間、本課程を受講できません。

## 9 連絡体制について

研修の日程等についてはこれから徐々に決定され、また、状況によっては日程変更等の事態が生じます。そのため、その際を受講生への連絡については、事業体にあつては事業体を通じて、一人親方にあつては組合を通じてFAXやメールにより行います。連絡体制を整備しておいてください。

別表1 研修一覧（対象者2(1),(2)共通）

番号	科目	内容	日数
1	林業入門①	くまもとの森林・林業及び林業担い手及び自然科学に関する基礎知識	1.0
2	造林・育林・種苗基礎	造林・育林・種苗に関する基礎知識や最近の動向	1.0
3	下刈り・除伐	下刈り・除伐等の基礎知識と実習	1.0
4	林業労働安全（基礎）	林業労働安全の制度、現状・課題。防護ブーツの機能や歩行時の注意点	0.5
5	チェーンソー操作法①	伐木造材の基礎知識	1.0
6	チェーンソー操作法③	チェーンソーの基本的な目立て、点検整備	1.0

※1日以上の受講が必須です。

別表2(1) 技能講習一覧（対象者2(1)用）

番号	科目	内容	日数
1	刈払機取扱作業安全衛生教育	刈払機に係る安全衛生教育	1.0
2	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	はい作業に係る安全教育	1.0
3	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育	チェーンソーに係る特別教育	3.0
4	機械集材装置運転特別教育	集材装置の操作に係る特別教育	2.0
5	伐木等機械運転特別教育	車両系伐木機械（ブローチ等）運転業務に係る特別教育	2.0
6	走行集材機械運転特別教育	車両系木材搬出機械（フォワーダ等）運転業務に係る特別教育	2.0
7	簡易架線集材装置運転特別教育	車両系簡易架線集材装置（スイングヤード等）運転業務に係る特別教育	2.0
8	玉掛技能講習	玉掛に係る技能講習	3.0

別表2(2) 技能講習一覧（対象者2(2)用）

番号	科目	内容	日数
1	刈払機取扱作業安全衛生教育	刈払機に係る安全衛生教育	1.0
2	荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育	はい作業に係る安全教育	1.0
3	チェーンソーを用いる伐木の業務特別教育	チェーンソーに係る特別教育	3.0